

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和7年9月19日

岡山市長 大森 雅夫 様

申請者

（〒108 - 0075 ）

住 所 東京都港区港南一丁目8番15号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼 新

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号050-2017-4047

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	別紙1-1（「許可申請する廃棄物の種類」及び「積替え・保管の有無」の欄）のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所（岡山・四国支店）〒700-0023 岡山市北区駅前町2-1-7 電話番号 086-225-1181
	事業場（岡山貨物ターミナル駅）〒700-0971 岡山市北区野田4-1-90 電話番号 086-241-0478
事業の用に供する施設の種類及び数量	別紙2-2-1（「運搬車両一覧」、「その他の運搬施設の概要」及び「積替え又は保管施設の概要」の欄）のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	該当なし 
※ 事 務 処 理 欄	

許可番号 第08350004578号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬 飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岡 山 市 長 大 森 雅 夫



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 10 月 6 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 7 年 10 月 5 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 積替え(なし)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

裏面別表のとおり 14種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7年10月 6日 新規許可

平成11年 4月13日 変更許可(特別管理産業廃棄物及び有害物質の種類の追加)

平成24年 3月14日 変更許可(特別管理産業廃棄物の種類の追加)

平成26年11月28日 変更許可(有害物質の種類の追加)

令和元年 9月 5日 変更許可(特別管理産業廃棄物の種類の追加)

令和 2年10月 6日 更新許可

令和 4年 8月 8日 許可証書換え(代表者の変更)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類		取り扱う廃棄物の種類		積替え・保管の有無		無																						
				積替え・保管を行う産業廃棄物の種類																								
		取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容																							
1	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○		-																								
2	廃酸（pH2.0以下のもの）	○		-																								
3	廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○		-																								
4	感染性産業廃棄物	-		-																								
5	廃PCB等	○	抜油後の微量PCB汚染廃電気機器等に残存するものに限る。	-																								
6	PCB汚染物	○	微量PCB汚染廃電気機器等に限る。	-																								
7	PCB処理物	○		-																								
8	廃水銀等	○		-																								
9	廃石綿等	-		-																								
10	廃PCB等、廃水銀等、廃石綿等を除く特定有害産業廃棄物																											
廃棄物の種類	取扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエタン	1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	1,4-ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻	○	-		/	/	○	○	/	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	/	○
汚泥	○	-		○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
廃油	○	-		/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	○	/	/
廃酸	○	-		○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-
廃アルカリ	○	-		○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-
鉱さい	○	-		○	-	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	/	/
ばいじん	○	-		○	-	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	-	○

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

・積替え又は保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。